

山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例に基づく

揚水設備の設置届出等の手引き

山梨県森林環境部大気水質保全課

目 次

I - 1	揚水設備の届出手続き一覧	2
I - 2	揚水設備の届出窓口	3
I - 3	各種手続きの詳細	4
I - 4	大規模採取者に係る手続きについて	3 2
1 - 5	条例の規定の一部を適用しない地域について	4 2

条例に基づく揚水設備の設置届等の概要

I-1 揚水設備の届出手続き一覧



I-2 揚水設備の届出窓口

- 揚水設備の設置等に関する手続きは、設置場所を管轄する**林務環境事務所・環境課**で行ってください。

県の機関及び住所	管轄市町村	問い合わせ
中北林務環境事務所 韮崎市本町4-2-4 (山梨県北巨摩合同庁舎 4階)	甲府市, 韮崎市, 南アルプス市、 北杜市, 甲斐市, 中央市, 昭和町	0551-23-3090
峡東林務環境事務所 甲州市塩山上塩後1239-1 (山梨県東山梨合同庁舎 3階)	山梨市, 笛吹市, 甲州市	0553-20-2739
峡南林務環境事務所 市川三郷町高田111-1 (山梨県西八代合同庁舎 2階)	市川三郷町, 早川町, 身延町、 南部町, 富士川町	055-240-4141
富士・東部林務環境事務所 都留市田原3-3-3 (山梨県南都留合同庁舎 2階)	富士吉田市, 都留市, 大月市、 上野原市, 道志村, 西桂町、 忍野村, 山中湖村, 鳴沢村、 富士河口湖町, 小菅村, 丹波山村	0554-45-7811

<市町村条例による特例>

- 次に掲げる市町村の区域に設置される揚水設備については、市町村が定める地下水保全等の条例に基づく規制があるため、本条例の規定の一部を適用しません。

条例の規定の一部を適用しない市町村
富士吉田市、都留市、北杜市、笛吹市、中央市、昭和町、忍野村、山中湖村、 鳴沢村、富士河口湖町

各市町村の条例の適用の有無については、42ページ

I-3 各種手続きの詳細

揚水設備設置届出書

- 山梨県内において、揚水設備を用いて地下水を採取しようとするときには、県に届出をしなければなりません。

(1) 届出をしなければならない者

揚水機の吐出口が 6 cm^2 (直径が約 2.8 cm) を超える揚水設備を設置しようとする者

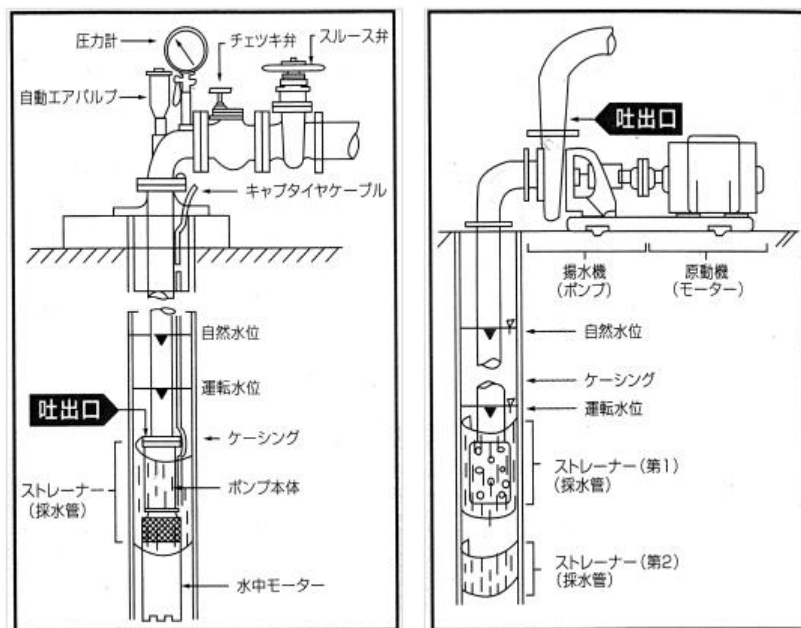
「揚水設備」：ポンプ等の動力を用いて、地下水を採取するための設備。

「揚水機」：揚水のための動力装置。ポンプ。

「吐出口」：揚水機から水を送り出す(吐き出す)口のこと。下図参照。

※1：動力を設置しない揚水設備や自噴井については、届出は必要ありません。

※2：温泉法(昭和23年法律第125号)に規定する温泉の揚水設備、鉱業法に基づき採取される地下水(可燃性天然ガスを含む)についても、届出は必要ありません。



[吐出口の位置]

(2) 届出をする時期

揚水設備の設置工事の着手 30日前までに届出をしてください。

(届出をしてから30日間は、工事を始めることはできません。)

(3) 設置届出書の様式及び部数

第1号様式により、正副2通を提出します。

(4) 届出書の提出先

揚水設備を設置する場所を管轄する林務環境事務所・環境課に提出してください。

(5) 揚水設備の工事着手時期

設置届出が受理されてから30日を経過したら、揚水設備の工事に着手することができます。

※3：届出受理後の30日間に知事から「計画変更の勧告」が通知された場合は、必要な変更を行わずに工事に着手することはできません。

(6) 工事完了届の提出（23ページ）

揚水設備の設置工事が完了したら、15日以内に「揚水設備設置工事完了届（様式第4号）」を提出してください。

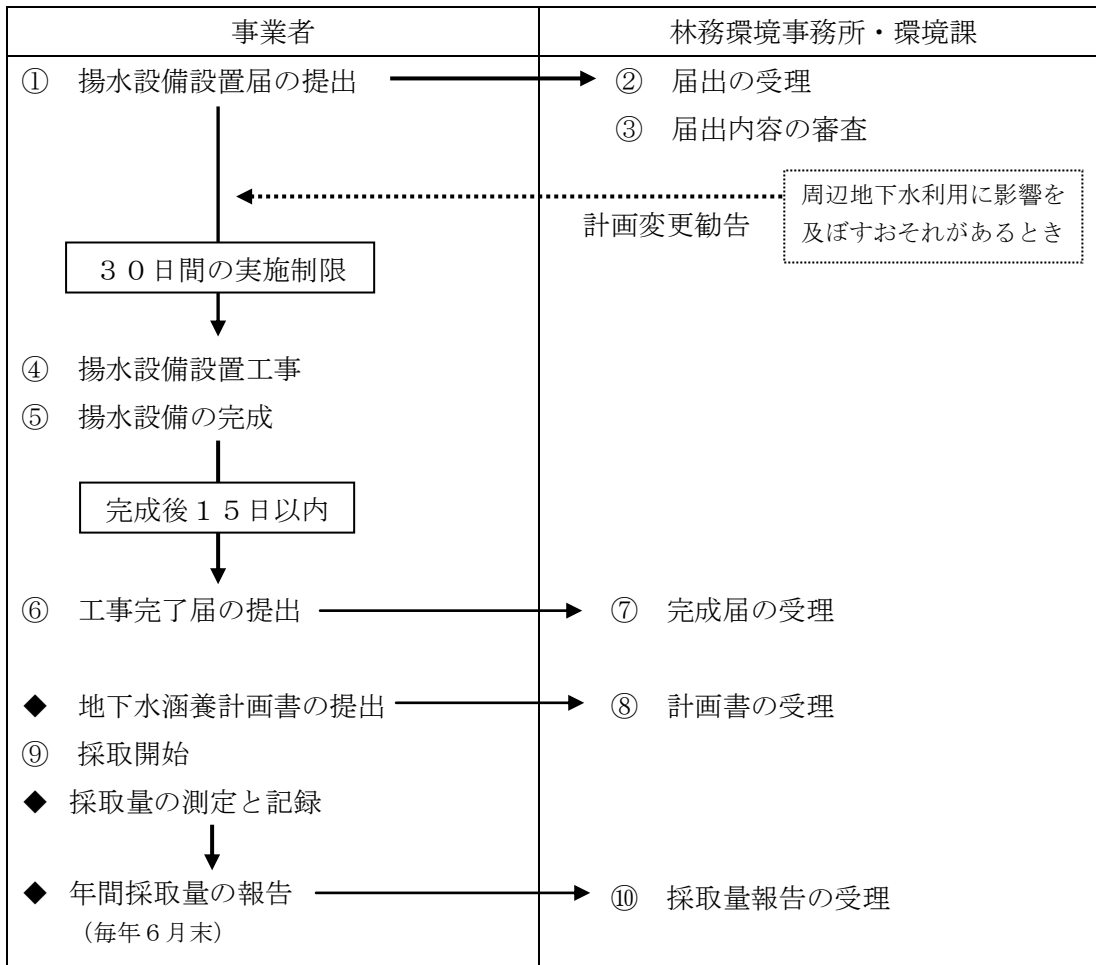
提出先は、林務環境事務所・環境課になります。

(7) 大規模採取者についての規定（32ページ）

揚水機の吐出口が50cm²（直径が約8cm）を超える揚水設備を設置しようとする者には、次の規定があります。

- ①地下水涵養計画の提出と実施
- ②採取量の測定と記録の作成
- ③年間採取量の報告

(8) 届出に係る事務フロー



◆：大規模採取者のみ（詳しくは32ページ）

(9) 既存の揚水設備設置者について

平成25年4月1日時点で、揚水設備（揚水機の吐出口が6cm²を超えるものに限る）が既に設置されている（工事中のものも含みます）場合には、揚水設備設置届の提出について、1年間の経過措置が設けられていましたが、平成26年3月31日をもって、当該経過措置が終了しているため、未提出の場合は、速やかに提出してください。

- ・第13号様式により、正副2通を提出してください。
- ・提出先は、設置場所を管轄する林務環境事務所・環境課です。
- ・このうち、大規模採取者については別に規定があります（32ページ）

記 載 例
（揚水設備の新規設置用）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

山梨県知事 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住所 〇〇市〇〇-丁目〇番〇号

氏名 〇〇株式会社 印

代表取締役 地下水 保

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

（連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇）

揚水設備設置届出書

揚水設備の設置について、山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

	※受理年月日	年 月 日
	※工場等の整理番号	
	※揚水設備の整理番号	
工場、事業所その他の場所の名称	〇〇株式会社 山梨工場	
工場、事業所その他の場所の所在地	〇〇市△△1-1-1 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇	
揚水設備の番号	1	
揚水設備の設置の場所	〇〇市△△ 〇〇番地〇〇	
揚水設備の口径	150mm	
揚水設備の深さ	120m	
揚水設備のストレーナーの位置	90m ~ 110m	
揚水機の種類	渦巻ポンプ	
揚水機の最大吐出量	0.45m ³ /分	
揚水機の吐出口の断面積 （揚水機の吐出口の口径）	50.2cm ² (80mm)	
揚水機の前動機の出方	2.2kW	
水量を測定するための機器の種類	羽根車式	
設置の工事に着手する日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
地下水の採取を開始する日	平成〇〇年△△月△△日	

各年度において地下水を採取する期間		4月～3月(通年)
採取する地下水の水量	一日当たりの最大採取量	210m ³ /日
	一日当たりの平均採取量	210m ³ /日
	一日の平均採取時間	9時～17時
8時間		
採取する地下水の用途		ボイラー用水、空調用の冷却水、機械部品の洗浄用水 事業所内の雑用水
採取する地下水の水量の算出根拠		1 ボイラー用水 15m ³ /日 2 冷却水 20m ³ /日(循環蒸発水への補充) 3 原料用水 70m ³ /日 4 洗浄用水 95m ³ /日 5 雑用水 10m ³ /日
揚水設備を管理する責任を有する者の氏名及び役職		製造部 係長 ○○○○
備考		

注 1 ※印欄には、記載しないこと。

2 「揚水設備の深さ」の欄には、地表面からの井戸の深さを記載すること。

3 「揚水設備のストレーナーの位置」の欄には、地表面からのストレーナーの位置を記載すること。

4 「水量を測定するための機器の種類」の欄は、揚水機の吐出口の断面積が50cm²を超える場合において記載すること。

5 「一日当たりの平均採取量」の欄には、各年度(毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。)において採取する量を採取日数で除して得た量(1m³未満を切り捨てた量とする。)を記載すること。

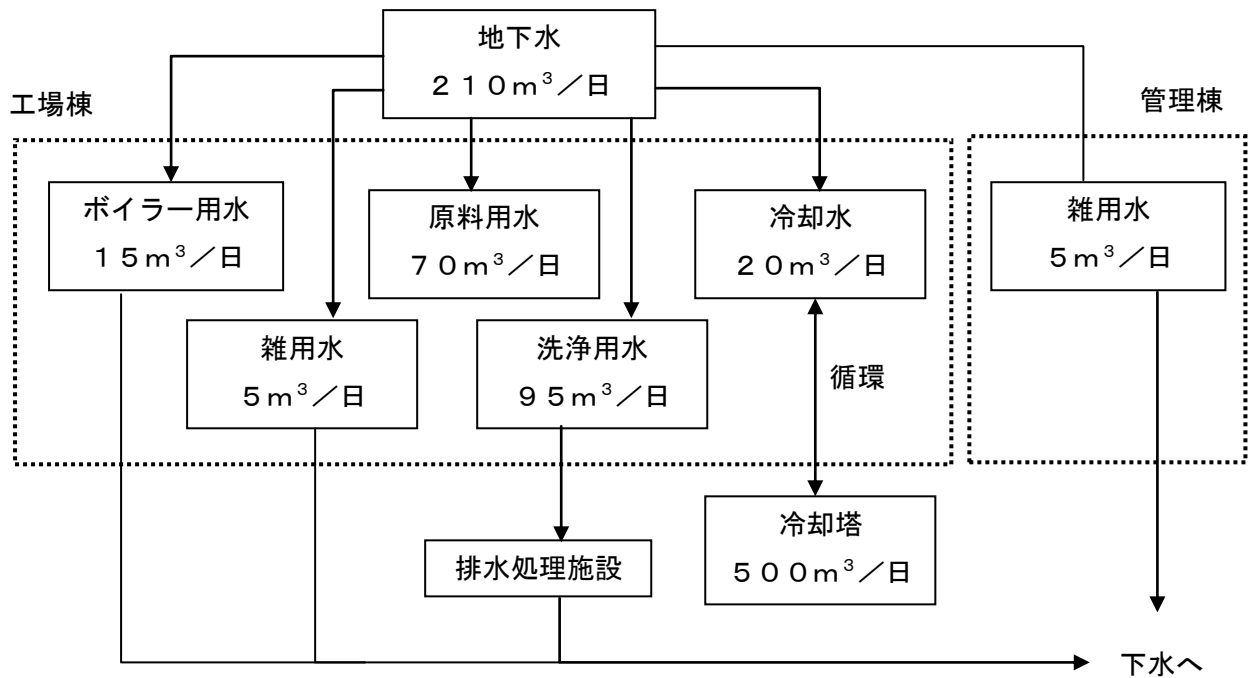
6 「採取する地下水の水量の算出根拠」の欄は、できる限り具体的に記載するとともに、必要に応じ別紙とすること。

○ 添付書類

- (1) 揚水設備を設置する工場、事業所その他の場所(以下「工場等」という。)の案内図
- (2) 揚水設備及び揚水機の構造図
- (3) 水量を測定する機器の設置位置を示す図面
- (4) 工場等における地下水の使用系統図及び水源別使用水の内訳(別紙-1)
- (5) 揚水機の規格及び能力が分かる資料

工場等における地下水の使用系統図

<揚水設備から採取した地下水の用途別の使用系統を図示すること>



1日あたりの水源別使用水の内訳

区分	使用水量
1 地下水	210m³/日
2 工業用水道	m³/日
3 上水道（簡易水道含む）	10m³/日
4 地表水	m³/日
5 その他	m³/日
6 回収水	m³/日
計	220m³/日

記 載 例
（既存の揚水設備の届出用）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

山梨県知事 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住所 〇〇市〇〇-丁目〇番〇号

氏名 株式会社〇△ビル 印

代表取締役 豊水 一郎

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

（連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇）

揚水設備設置届出書

揚水設備の設置について、山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例附則第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

	※受理年月日		年 月 日
	※工場等の整理番号		
	※揚水設備の整理番号		
工場、事業所その他の場所の名称	〇△ビル・カントリークラブ		
工場、事業所その他の場所の所在地	〇〇市〇〇××番地×× 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇		
揚水設備の番号	1	2	
揚水設備の設置の場所	〇〇市〇〇 ××番地△	〇〇市〇〇 ××番地□□	
揚水設備の口径	150mm	150mm	mm
揚水設備の深さ	80m	120m	m
揚水設備のストレーナーの位置	55m~70m	100m ~115m	m~ m
揚水機の種類	水中ポンプ	水中ポンプ	
揚水機の最大吐出量	2.4m ³ /分	4.0m ³ /分	m ³ /分
揚水機の吐出口の断面積 （揚水機の吐出口の口径）	8cm ² （32mm）	12.6cm ² （40mm）	cm ² （mm）
揚水機の前動機の出力	0.75kW	2.2kW	kW
水量を測定するための機器の種類	—	—	

各年度において地下水を採取する期間		4月～11月	4月～11月	月～ 月
採取する地下水の水量	一日当たりの最大採取量	12m ³ /日	40m ³ /日	m ³ /日
	一日当たりの平均採取量	10m ³ /日	20m ³ /日	m ³ /日
	一日の平均採取時間	8時～13時	7時～17時	時～ 時
5時間		10時間	時間	
採取する地下水の用途		雑用水 (散水、池水等)	生活用水	
採取する地下水の水量の算出根拠		場内の散水 3～6m ³ /日 池の水(循環) 4～7m ³ /日	レストハウス 雑用水 5m ³ /日 浴槽 15m ³ /日	
揚水設備を管理する責任を有する者の氏名及び役職名		業務課 △△〇〇	同左	
備考				

- 注 1 ※印欄には、記載しないこと。
2 「揚水設備の深さ」の欄には、地表面からの井戸の深さを記載すること。
3 「揚水設備のストレーナーの位置」の欄には、地表面からのストレーナーの位置を記載すること。
4 「水量を測定するための機器の種類」の欄は、揚水機の吐出口の断面積が50cm²を超える場合において記載すること。
5 「一日当たりの平均採取量」の欄には、各年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）において採取する量を採取日数で除して得た量（1m³未満を切り捨てた量とする。）を記載すること。
6 「採取する地下水の水量の算出根拠」の欄は、できる限り具体的に記載するとともに、必要に応じ別紙とすること。

○ 添付書類

- (1) 揚水設備を設置する工場、事業所その他の場所（以下「工場等」という。）の案内図
(2) 揚水設備及び揚水機の構造図
(3) 水量を測定する機器の設置位置を示す図面
(4) 工場等における地下水の使用系統図及び水源別使用水の内訳（別紙－1）
(5) 揚水機の規格及び能力が分かる資料

別紙－1は省略
(様式1に添付されるものと同じ)

(10) 揚水設備設置届出書（第1号様式及び第13号様式）の記載方法及び添付書類

項目	記載事項
年月日	届出をする日を記載します。
届出者の住所、氏名、連絡先	届出者の住所、氏名、連絡先の電話番号を記載します。 法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名を記載してください。
※受理年月日	記入しないでください。
※工場等の整理番号	記入しないでください。
※揚水設備の整理番号	記入しないでください。
工場、事業所その他の場所の名称	揚水設備を設置する工場等の名称を記入します。 例：〇〇株式会社××事業所 〇〇フーズ△△第2工場
工場、事業所その他の場所の所在地	揚水設備を設置する工場等の住所を記入します。
揚水設備の番号	本届出をした揚水設備が複数存在する届出者については、対象揚水設備が特定できるように付番します。 これまで届出をした揚水設備がない場合は、本届出が「1」となります。
揚水設備の設置の場所	揚水設備を設置する場所について、法務局に登録されている所在と地番を記入します。
揚水設備の口径	井戸の口径（直径）を記入します。保護管（ケーシング管）が入っている場合には、保護管の直径が井戸の口径となります。
揚水設備の深さ	地表面からの井戸底部までの深さを記入します。
揚水設備のストレーナーの位置	地表面からストレーナーの深さを記入します。ストレーナーを複数設置する場合、その全てについて記入してください。
揚水機の種類	水中ポンプ、渦巻ポンプなど、ポンプの種類を記入します。
揚水機の最大吐出量	ポンプの最大吐出量を記入します。（カタログ等を参照してください）
揚水機の吐出口の断面積 （揚水機の吐出口の口径）	ポンプの吐出口の断面積と口径（直径）を記入します。（カタログ等を参照してください）
揚水機の前動機の出カ	ポンプの出カを記入します。
水量を測定するための機器の種類	大規模採取者（吐出口の断面積が50cm ² を超える揚水設備を設置する者）は、設置する量水器の種類を記入します。
設置の工事に着手する日	工事に着手する日（予定）を記入します。工事着手日については、届出をした日から30日を経過していなければなりません（届出が1月1日の場合、2月1日以降が着工可能日となります）。 第13号様式では記入の必要はありません。
地下水の採取を開始する日	地下水の採取開始日（予定）を記入します。 第13号様式では記入の必要はありません。

各年度において地下水を採取する期間	1年を通じて地下水を採取する場合は「4月～3月(通年)」、一定期間だけ採取する場合は、その時期と期間を記入します。	
一日当たりの最大採取量	1日における地下水の最大採取量を記入します。	
一日当たりの平均採取量	1年間における地下水採取予定量を採取日数で割った平均値を記入します。(小数点以下は切り捨て)	
一日の平均採取時間	1日あたりのポンプの平均稼働時間を記入します。	
採取する地下水の用途	概ね次の区分で記入してください(用途が多岐にわたる場合は複数記入)。 なお、用途が工業用の場合は、業種についても記入してください。 【用途の例】 農業用(水田・果樹・畑地・畜産・その他) 工業用(原料用水・ボイラー用水・冷却水・製品処理・空調用水・その他) 建築物用 水道用 家庭用(生活用水) その他	
採取する地下水の水量の算出根拠	用途ごとの利用量を記入します。枠内に書き込めないようでしたら、別紙として添付してください。 【利用量を算出するための根拠の例】 ○生活用水の場合 給水計画人口、1日平均給水量、1人1日当たり平均給水量、1日当たり最大給水量 1人1日当たり最大給水量 ○工業用水の場合 ボイラー、原料、製品処理及び洗浄、冷却、温調、その他の各用水の水量、回収水利用施設の名称及び能力、貯水池(槽)の容量 ○養魚用水の場合 使用形態(ビニールハウス・露地池)、池面積、池水深 ○農業用水の場合 使用形態(田、畑)、受益面積、単位揚水量(代かき時)、畑最大水量 ○建物用水の場合 空調用水量、雑用水量、飲料水量、その他の水量	
揚水設備を管理する責任を有する者の氏名及び役職	揚水設備を管理している部署の担当者の方の氏名と役職を記入してください。	
添付書類	工場、事業所等の案内図	揚水設備を設置する工場等の位置が分かる案内図を添付してください。
	揚水設備及び揚水機の構造図	揚水設備の施工断面図とポンプの配置が分かる断面図、平面図を添付してください。図面には寸法を入れてください。

添 付 書 類	水量を測定する機器の設置位置を示す図面		大規模採取者（吐出口の断面積が50cm ² を超える揚水設備を設置する者）は、量水器の設置位置が分かる平面図等を添付してください。
	別紙－1	工場等における地下水の使用系統図	採取された地下水の使用系統が分かるフロー図を添付してください。 複数の揚水設備がある場合は、全ての揚水設備からの地下水使用系統をフロー図に記入してください。
		1日あたりの水源別使用水の内訳	工場等内における水源別の使用水量を記入してください。 地下水については、複数の揚水設備がある場合は合計値を記入してください。
	揚水機の規格及び能力が分かる資料		ポンプの規格、能力が記載された資料（カタログ、メーカーの試験成績表等の写し）を添付してください。

- 設置届を提出した揚水設備を変更しようとするとき、または届出者の名称、住所等に変更が生じた時は、変更届を提出しなければなりません。

(1) 届出が必要となる変更事項

- ① 届出者の住所、氏名、法人等の名称、代表者の氏名
- ② 揚水設備を設置する工場等の名称等
- ③ 揚水設備の構造（井戸の深さ、口径）
- ④ 揚水設備のストレーナーの位置
- ⑤ 揚水機の吐出口の断面積、出力
- ⑥ 採取する地下水の水量（増加させる場合に限る）、地下水の用途
- ⑦ 揚水機の種類、最大吐出量
- ⑧ 水量を測定する機器（量水計）の種類
- ⑨ 地下水を採取する期間

} 重要な変更

(2) 届出をする時期

上記変更事項のうち④、⑤、⑥の変更は、『**重要な変更**』であり、揚水設備の工事の着手30日前までに届出をしてください。（届出をしてから30日間は、工事を始めることはできません。）

それ以外の変更（①②③⑦⑧⑨）については、変更後に速やかに提出してください。

(3) 設置届出書の様式

上記変更事項の種類により、次のとおりとなります。

- ③④⑤⑥⑦⑧⑨の変更 → 「揚水設備構造等変更届出書」（第2号様式）
 ①② の変更 → 「氏名等変更届出書」（第3号様式）

(4) 届出書の提出先

揚水設備を設置する場所を管轄する林務環境事務所・環境課に提出してください。

(5) 揚水設備の変更工事の着手時期

上記変更事項のうち『**重要な変更**』は、変更届出が受理されてから30日を経過した後で工事に着手することができます。

※3：届出受理後の30日間に知事から「計画変更勧告」が通知された場合は、必要な変更を行わないまままで工事に着手することはできません。

(6) 工事完了届の提出（23ページ）

『**重要な変更**』のうち、④と⑤に係る変更工事が完了したら、15日以内に「揚水設備設置工事完了届（様式第4号）」を提出してください。

提出先は、林務環境事務所・環境課になります。

(7) 届出を要しない変更

揚水設備により採取する地下水の量を減ずる変更については、届出は不要です。

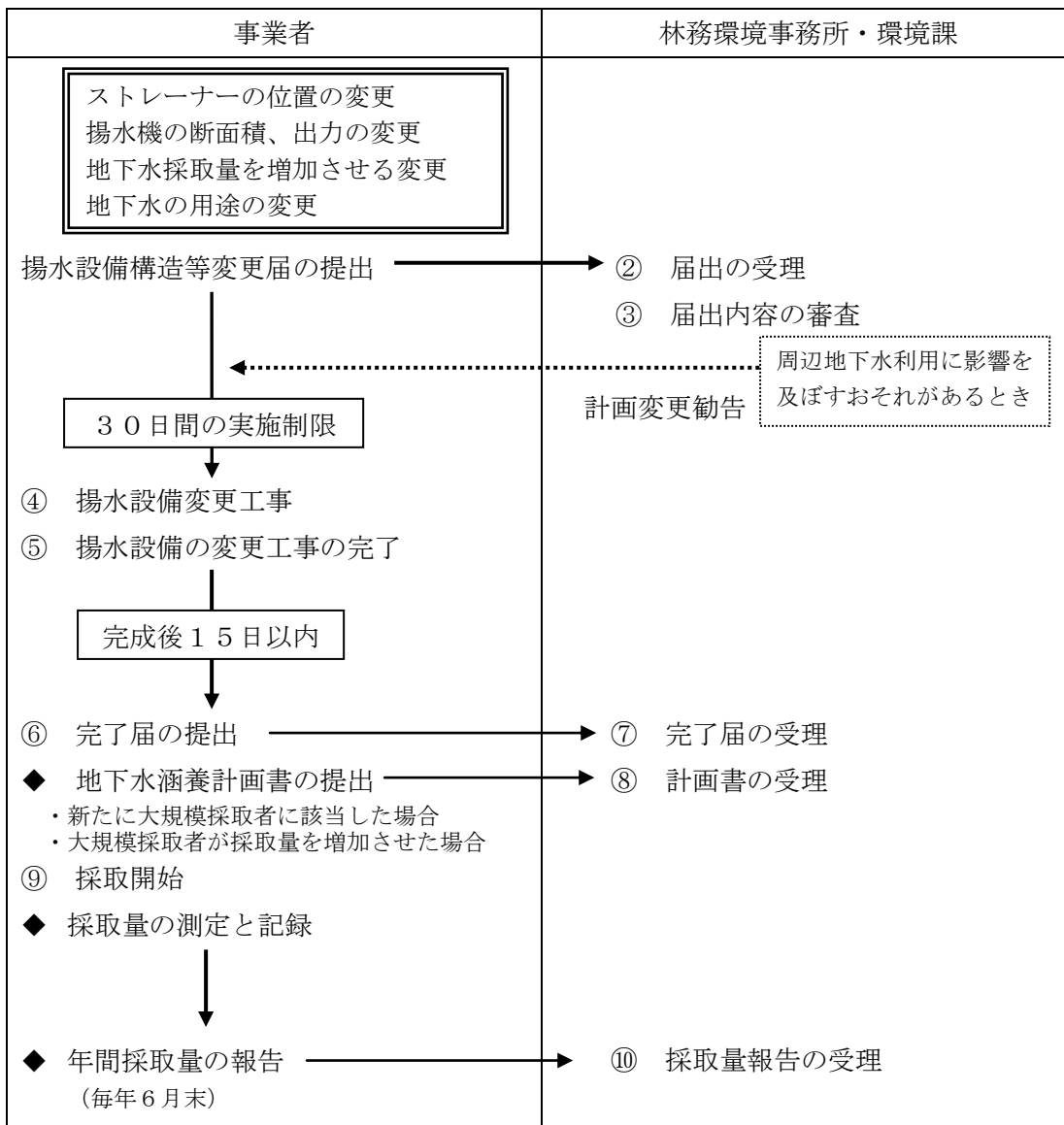
また、揚水機を交換する場合にあっても、吐出口の断面積、種類、出力、最大吐出量が変わらない場合は届出不要です。

(8) 大規模採取者に該当したとき

揚水機の吐出口の断面積の変更により、 50 cm^2 を超えた場合には、大規模採取者になり、新たに地下水涵養計画の提出と実施、年間採取量の報告などの責務が生じます。

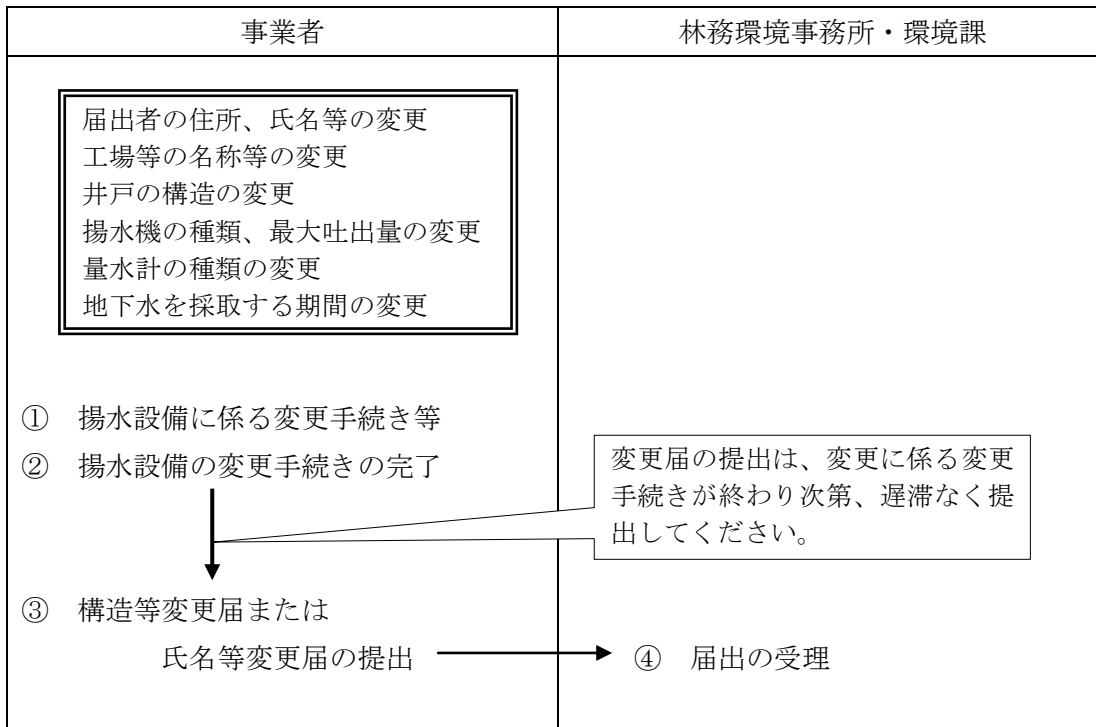
また、大規模採取者であって、変更により揚水設備から採取する地下水量が增加した場合は、地下水涵養計画を変更して提出する必要があります。

(9) 届出に係る事務フロー - 1 (重要な変更)



◆ : 大規模採取者のみ (詳しくは32ページ)

(10) 届出に係る事務フロー ー 2 (重要な変更ではない場合)



山梨県知事 殿

記 載 例
（重要な変更の場合）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住所 〇〇市〇〇-丁目〇番〇号

氏名 〇〇株式会社 印

代表取締役 地下水 保

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

（連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇）

揚水設備構造等変更届出書

揚水設備の構造等の変更について、山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例第11条第1項（第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。

	※受理年月日	年 月 日	
	※工場等の整理番号		
	※揚水設備の整理番号		
工場、事業所その他の場所の名称	〇〇株式会社 山梨工場		
工場、事業所その他の場所の所在地	〇〇市△△1-1-1 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇		
揚水設備の番号	1		
揚水設備の設置の場所	〇〇市△△ 〇〇番地〇〇		
	変更前	変更後	
揚水設備の口径	変更がある事項について、変更前と変更後を記載する （この記載例では、採取量を増加するために、出力の大きいポンプへ変更することとしたもの）		
揚水設備の深さ			mm
揚水設備のストレーナーの位置			m ~ m
揚水機の種類			
揚水機の最大吐出量	0.45 m ³ /分	0.55 m ³ /分	
揚水機の吐出口の断面積 （揚水機の吐出口の口径）	c m ² (mm)	c m ² (mm)	
揚水機の原動機出力	2.2 kW	3.75 kW	
水量を測定するための機器の種類			
変更の工事に着手する日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
地下水の採取を開始する日	平成〇〇年△△月△△日		
各年度において地下水を採取する期間	月 ~ 月	月 ~ 月	

採取する地下水の水量	一日当たりの最大採取量	210m ³ /日	250m ³ /日
	一日当たりの平均採取量	210m ³ /日	250m ³ /日
	一日の平均採取時間	時 ～ 時	時 ～ 時
時間		時間	
採取する地下水の用途			
採取する地下水の水量の算出根拠			
		ボイラー用水 15m ³ /日 冷却水 20m ³ /日 原料用水 70m ³ /日 洗浄用水 95m ³ /日 雑用水 10m ³ /日	ボイラー用水 15m ³ /日 冷却水 20m ³ /日 原料用水 90m ³ /日 洗浄用水 115m ³ /日 雑用水 10m ³ /日
備考			

- 注 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 変更しようとする事項又は変更のあった事項についてのみ記載すること。
- 3 「揚水設備の深さ」の欄には、地表面からの井戸の深さを記載すること。
- 4 「揚水設備のストレーナーの位置」の欄には、地表面からのストレーナーの位置を記載すること。
- 5 「水量を測定するための機器の種類」の欄は、揚水機の吐出口の断面積が50cm²を超える場合において記載すること。
- 6 「一日当たりの平均採取量」の欄には、各年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）において採取する量を採取日数で除して得た量（1m³未満を切り捨てた量とする。）を記載すること。
- 7 「採取する地下水の水量の算出根拠」の欄は、できる限り具体的に記載するとともに、必要に応じ別紙とすること。

○ 変更する事項または変更のあった事項に応じて、次の図面等を添付すること。

- (1) 揚水設備及び揚水機の構造図
- (2) 水量を測定する機器の設置位置を示す図面
- (3) 揚水機の規格及び能力が分かる資料

(11) 揚水設備構造等変更届出書（第2号様式）の記載方法及び添付書類

項目	記載事項
年月日	届出をする日を記載します。
届出者の住所、氏名、連絡先	届出者の住所、氏名、連絡先の電話番号を記載します。 法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名を記載してください。
※受理年月日	記入しないでください。
※工場等の整理番号	記入しないでください。
※揚水設備の整理番号	記入しないでください。
工場、事業所その他の場所の名称	揚水設備を設置する工場等の名称を記入します。 例：〇〇株式会社××事業所 〇〇フーズ△△第2工場
工場、事業所その他の場所の所在地	揚水設備を設置する工場等の住所を記入します。
揚水設備の番号	設置届出書で付番した当該揚水設備の番号を記入します。
揚水設備の設置の場所	揚水設備を設置する場所について、法務局に登録されている所在と地番を記入します。
揚水設備の口径	変更する（または変更した）事項について、変更前と変更後 を記入します。
揚水設備の深さ	
揚水設備のストレーナーの位置	
揚水機の種類	
揚水機の最大吐出量	
揚水機の吐出口の断面積 （揚水機の吐出口の口径）	
揚水機の前動機の出力	
水量を測定するための機器の種類	
変更の工事に着手する日	揚水設備の変更の工事に着手する日を記入します。 （『重要な変更』をする場合に限り）
地下水の採取を開始する日	変更後の採取開始日（予定）を記入します。 （『重要な変更』をする場合に限り）
各年度において地下水を採取する期間	変更する（または変更した）事項について、変更前と変更後 を記入します。
一日当たりの最大採取量	
一日当たりの平均採取量	
一日の平均採取時間	
採取する地下水の用途	
採取する地下水の水量の算出根拠	

記	載	例
---	---	---

平成〇〇年〇〇月〇〇日

山梨県知事 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住所 〇〇市〇〇一丁目〇番〇号

氏名 株式会社〇△ビル 印

代表取締役 豊水 一郎

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

（連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇）

氏名等変更届出書

氏名等の変更について、山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更があった事項	揚水設備の管理者の交代		※工場等の整理番号	
			※揚水設備の整理番号	
変更の内容	変更前	業務課 △△〇〇		
	変更後	業務課 □□□□		
変更年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			

注 ※印欄には、記載しないこと。

(12) 氏名等変更届の記載方法及び添付書類

項目	記載事項
年月日	届出をする日を記載します。
届出者の住所、氏名、連絡先	届出者の住所、氏名、連絡先の電話番号を記載します。 法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名を記載してください。
※工場等の整理番号	記入しないでください。
※揚水設備の整理番号	記入しないでください。
変更があった事項	変更した事項の概要を記載します。 例) 住所の変更 揚水設備管理者の変更
変更の内容	変更前と変更後について記入します。
変更年月日	変更事実が発生した日を記入します。

揚水設備設置工事完了届

- 揚水設備設置届出書または揚水設備構造等変更届出書（重要な変更に限る）を提出した者は、その工事が完了した時は、揚水設備設置工事完了届を提出しなければなりません。
 - （1）届出をする時期
揚水設備の設置または変更に係る工事が完了してから、15日以内に届出をしてください。
 - （2）設置届出書の様式
第4号様式により行います。
 - （3）届出書の提出先
揚水設備を設置する場所を管轄する林務環境事務所・環境課に提出してください。
 - （4）添付書類
揚水設備の仕上げ構造が分かる柱状図（新規で揚水設備を設置した場合）
電気検層を行った場合は検層図

記	載	例
---	---	---

平成〇〇年△△月◇◇日

山梨県知事 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇
 住所 〇〇市〇〇-丁目〇番〇号
 氏名 〇〇株式会社 印
 代表取締役 地下水 保
 （法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名）

揚水設備設置工事完了届

揚水設備の設置の工事の完了について、山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場、事業所その他の場所の名称	〇〇株式会社 山梨工場	※工場等の整理番号	
		※揚水設備の整理番号	
工場、事業所その他の場所の所在地	〇〇市△△1-1-1		
揚水設備の番号	1		
揚水設備の設置の場所	〇〇市△△ 〇〇番地〇〇		
揚水設備の設置の届出年月日	平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		
工事完了年月日	平成〇〇 年 △△ 月 ◇◇ 日		

注 ※印欄には、記載しないこと。

○ 添付書類

- (1) 揚水設備の仕上げ構造が分かる柱状図（新規で揚水設備を設置した場合）
- (2) 電気検層を行った場合は検層図

(5) 揚水設備設置工事完了届の記載方法及び添付書類

項 目		記 載 事 項
年月日		届出をする日を記載します。
届出者の住所、氏名、連絡先		届出者の住所、氏名、連絡先の電話番号を記載します。 法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名を記載してください。
※工場等の整理番号		記入しないでください。
※揚水設備の整理番号		記入しないでください。
工場、事業所その他の場所の名称		揚水設備設置届出書に記載した事項を記入します。
工場、事業所その他の場所の所在地		
揚水設備の番号		
揚水設備の設置の場所		
揚水設備の設置の届出年月日		揚水設備設置届出書を受理された日を記入します。
工事完了年月日		設置工事が完了した日を記入します。
書 添 類 付	揚水設備の構造が分かる柱状図	井戸の施工断面図（寸法入り）に併せて、柱状図（地層断面図）を添付してください。
	電気検層図	電気検層を実施した場合に限り、検層図を添付してください。

揚水設備承継届出書

- この条例により設置届出書が提出されている揚水設備について、譲り受けや相続などがなされた場合は、揚水設備承継届出書を提出しなければなりません。
- 届出者は、本届出書の提出により、当該揚水設備の届出をした者の地位を承継します。
 - (1) 承継の届出を行う者
 - ・ 設置の届出をした者から揚水設備を譲り受け、または借り受けた者
 - ・ 設置の届出をした者から揚水設備の相続を受けた者
 - ・ 設置の届出をした法人の合併後存続する法人、合併により設立した法人、分割により揚水設備を承継した法人
 - (2) 届出をする時期
揚水設備の承継が行われた日から30日以内に届出をしてください。
 - (3) 設置届出書の様式
第5号様式により行います。
 - (4) 届出書の提出先
揚水設備を設置する場所を管轄する林務環境事務所・環境課に提出してください。

記	載	例
---	---	---

平成〇〇年△△月××日

山梨県知事 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住所 〇〇市〇〇△丁目〇番××号

氏名 株式会社×× 印

代表取締役 湧水 満夫

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

揚水設備承継届出書

揚水設備に係る届出者の地位の承継について、山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例第13条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場、事業所その他の場所の名称	株式会社×× 清水工場	※工場等の整理番号	
		※揚水設備の整理番号	
工場、事業所その他の場所の所在地	〇〇市△△1-1-1		
揚水設備の番号	1		
揚水設備の設置の場所	〇〇市△△ 〇〇番地〇〇		
揚水設備の設置の届出年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		
承継の年月日	平成 〇△ 年 □□ 月 ×× 日		
被承継者	氏名又は名称	〇〇株式会社 代表取締役 地下水 保	
	住所	〇〇市〇〇-丁目〇番〇号	
承継の原因	工場の売買		

注 ※印欄には、記載しないこと。

承継があつたことを証する書類を添付すること。

(5) 揚水設備承継届の記載方法及び添付書類

項 目	記 載 事 項
年月日	届出をする日を記載します。
届出者の住所、氏名、連絡先	届出者の住所、氏名、連絡先の電話番号を記載します。 法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名を記載してください。
※工場等の整理番号	記入しないでください。
※揚水設備の整理番号	記入しないでください。
工場、事業所その他の場所の名称	揚水設備設置届出書に記載した事項を記入します。
工場、事業所その他の場所の所在地	
揚水設備の番号	
揚水設備の設置の場所	
揚水設備の設置の届出年月日	揚水設備設置届出書を受理された日を記入します。
承継の年月日	揚水設備の承継が行われた日を記入します。 例) 売買契約年月日 相続開始日 合併(分割)年月日
承継があつたことを証する書類	承継の事実を証する書面を添付してください。例) 売買に係る契約書の写し 土地の登記事項証明書 法人の合併契約書 等

揚水設備廃止届出書

○ この条例により設置届出書が提出されている揚水設備について、設備を廃止するなどして採取を中止したり、揚水機の規模を小さくしたりした場合は、揚水廃止届を提出しなければなりません。

(1) 廃止の届出をしなければならないケース

- ・ 揚水設備を廃止
井戸の埋め戻しなどにより、地下水の採取を不能にした場合
揚水機を撤去した場合※
- ・ 揚水機の吐出口の断面積を 6 cm^2 以下に変更した場合

※：揚水機を撤去した場合でも、新たに揚水機を設置する見込みがある場合は廃止の手続きは不要です。その場合は、新しい揚水機を設置する前に揚水設備構造等届出書（15ページ）を提出してください。

(2) 届出をする時期

揚水設備の廃止等を行ったら、速やかに届出をしてください。

(3) 設置届出書の様式

第6号様式により行います。

(4) 届出書の提出先

揚水設備を設置する場所を管轄する林務環境事務所・環境課に提出してください。

記 載 例

平成〇△年△△月××日

山梨県知事 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住所 〇〇市〇〇△丁目〇番××号

氏名 株式会社×× 印

代表取締役 湧水 満夫

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

揚水設備廃止届出書

揚水設備の廃止等について、山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場、事業所その他の場所の名称	株式会社××清水工場	※工場等の整理番号	
		※揚水設備の整理番号	
工場、事業所その他の場所の所在地	〇〇市△△1-1-1		
揚水設備の番号	1		
揚水設備の設置の場所	〇〇市△△ 〇〇番地〇〇		
揚水設備の設置の届出年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		
届出の内容	<p>① 揚水設備を廃止した。</p> <p>2 揚水機の吐出口の断面積を6 cm²以下とした。</p>		
廃止等の年月日	平成 〇△ 年 □□ 月 ×× 日		
廃止時の措置	揚水機を撤去した		

注 1 ※印欄には、記載しないこと。

2 「届出の内容」の欄は、該当する事項の番号に○を付すること。

3 「廃止時の措置」の欄には、揚水機の撤去、井戸の埋戻し等の措置の実施状況を記載すること。

(5) 揚水設備廃止届の記載方法

項 目	記 載 事 項
年月日	届出をする日を記載します。
届出者の住所、氏名、連絡先	届出者の住所、氏名、連絡先の電話番号を記載します。 法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名を記載してください。
※工場等の整理番号	記入しないでください。
※揚水設備の整理番号	記入しないでください。
工場、事業所その他の場所の名称	揚水設備設置届出書に記載した事項を記入します。
工場、事業所その他の場所の所在地	
揚水設備の番号	
揚水設備の設置の場所	
揚水設備の設置の届出年月日	揚水設備設置届出書を受理された日を記入します。
届出の内容	該当する廃止等の内容の数字に○を付けてください。
廃止等の年月日	揚水設備を廃止した日を記入します。
廃止時の措置	具体的な廃止等の措置内容について記入します。 例) 井戸を埋め戻した。 ポンプを撤去した。 電気設備を撤去し、動力を遮断した。

I-4 大規模採取者に係る手続きについて

地下水の涵養に関する計画書

- 揚水機の吐出口の断面積が 50 cm^2 を超える揚水設備により地下水を採取する者は、地下水を涵養する計画を作成し、県に提出しなければなりません。
- 地下水の涵養とは、雨水の地下への浸透を促すことをいいます。

(1) 計画提出の対象となる揚水設備

揚水機の吐出口の断面積が 50 cm^2 を超える揚水設備が対象です。
計画は揚水設備ごとではなく、工場、事業所の単位で作成します。

(2) 計画書の提出時期

当該揚水設備での地下水の採取を開始するまでに提出してください。

(3) 計画書の様式

第8号様式により行います。

(4) 計画書の提出先

揚水設備を設置する場所を管轄する林務環境事務所・環境課に提出してください。

(5) 目標涵養量の設定

工場、事業所内において採取する地下水の量に応じて目標涵養量を設定します。

①設定に用いる地下水の量

- ・ 揚水機の吐出口の断面積が 50 cm^2 を超える揚水設備によって採取される地下水量(年間)です。該当する揚水設備が複数基ある場合は合算してください。

②目標涵養量の設定

- ・ 年間の地下水採取量の1%が、目標涵養量となります。
- ・ 「水のみを原料とする製品」を出荷している大規模採取者は、その揚水設備が設置されている工場からの出荷量の50%が目標涵養量に上乗せされます。

「水のみを原料とする製品」とは

- a 容器に詰められた飲料水で次に掲げられたもの(ミネラル等を添加したものを含みます。)
 - ・ 原材料名が「水」と記載され、その次に括弧を付して、鉱水、鉱泉水、浅井戸水などの原水の種類が記載されたもの
 - ・ 原水の種類が原材料として記載されたもの
- b ウォーターサーバー用に包装して出荷するもの
- c タンクローリー等を使用したバルク輸送により出荷するもの
- d その他、氷など原材料が水のみのも

(6) 目標涵養量の算出例

<ケース1 複数の揚水設備を設置している大規模採取者>

	吐出口の断面積	年間採取量
揚水設備A	100 cm ²	200,000 m ³
揚水設備B	60 cm ²	100,000 m ³
揚水設備C	8 cm ²	6,000 m ³

※揚水設備Cについては吐出口の断面積が50 cm²以下なので、合算しません。

目標涵養量の計算

$$= (200,000 + 100,000) \times 0.01 = \underline{3,000 \text{ (m}^3\text{/年)}}$$

<ケース2 ミネラルウォーターを出荷している大規模採取者>

	吐出口の断面積	年間採取量	年間出荷量
揚水設備A	100 cm ²	200,000 m ³	60,000 m ³
揚水設備B	80 cm ²	140,000 m ³	

目標涵養量の計算

$$= (200,000 + 140,000) \times 0.01 + 60,000 \times 0.5 = \underline{33,400 \text{ (m}^3\text{/年)}}$$

(7) 目標涵養量の特例

地下水の用途が次の場合には、目標涵養量の設定は不要です。

① 上水道・簡易水道などの場合

水道事業においては、水道利用者に対する節水に関する啓発活動や水源地域の保全活動などにより、涵養策の取り組みに替えることとします。計画書の作成に当たっては、こうした取り組みについて特記事項欄に記載してください。

② 地下水の用途が農業用かん水の場合

地下水の利用自体が涵養の取り組みになるので、目標涵養量の設定はしません。計画書の記載に当たっては、「敷地外における涵養」の欄の「農地の管理」の項目に、管理面積に応じた、地下水涵養量を記載してください。

③ その他、水循環へ負荷を与えないと認められる場合

ヒートポンプなどのように、水循環への負荷がないと認められる場合は、用途と利用方法に応じて目標涵養量の設定をしないことができます。

(8) 地下水涵養の方策

計画書に記載する涵養方策については、「地下水の涵養に関する指針」を参照してください。

(9) 地下水涵養の実施

大規模採取者は、涵養計画を提出したら、速やかに涵養方策の実施をお願いします。

(10) 既存の揚水設備設置者の特例について

平成25年4月1日時点で、揚水機の吐出口が 50 cm^2 を超える揚水設備が設置されている（工事中のものも含みます）者については、5年以内（平成30年3月31日まで）に地下水の涵養に関する計画書を提出してください。

(11) 地下水涵養計画の変更

地下水の涵養に関する計画書を提出した大規模採取者は、次に掲げる事由により計画に変更が生じたときは、変更後の計画を提出してください。（様式は同じ）

[計画に変更が生じる事由]

- ・揚水機の吐出口が 50 cm^2 を超える揚水設備の増設したとき
- ・揚水機の変更により、吐出口の断面積が新たに、 50 cm^2 を超えたとき
- ・地下水の涵養方策を変更したとき

記 載 例

平成〇〇年〇〇月△△日

山梨県知事 殿

住所 〇〇市△△2-1-〇
 氏名 株式会社〇〇 印
 代表取締役社長 涼水 湛男
 （法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名）
 （連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇）

地下水の涵養に関する計画書

山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例第18条第2項（第3項）の規定により、次のとおり提出します。

揚水設備の設置の場所	株式会社〇〇 山梨工場	一の年度において採取する地下水の水量	① 300,000m ³
揚水機の吐出口の断面積が50cm ² を超える揚水設備により一の年度において採取する地下水の用途別の水量	用 途	採取する地下水の水量	
	工業用水	300,000m ³	
		m ³	
		m ³	
		m ³	
水のみを原料とする製品の年間出荷量		② 50,000m ³	
区分	項目及び内容		地下水涵養量
敷地内における涵養	<input type="checkbox"/> 雨水浸透ます	基 種類： 内径： cm 深さ： cm 集水面積： m ²	m ³
	<input type="checkbox"/> 雨水浸透トレンチ	内径： cm 長さ： m 面積： m ²	m ³
	<input type="checkbox"/> 雨水浸透側溝	深さ： m 長さ： m 面積： m ²	m ³
	<input type="checkbox"/> 透水性舗装	面積： m ²	m ³
	<input type="checkbox"/> 緑化ブロック	面積： m ²	m ³
	<input type="checkbox"/> 緑地等	形態： 芝生 面積： 4,000m ²	4,400m ³
	<input type="checkbox"/> その他		m ³
小 計			4,400m ³ (a)

敷地外における涵養	<input type="checkbox"/> 森林の整備	所在地：〇〇市〇〇1-1-1 面積：1.2 ha 整備の内容： 植林 <u>間伐</u> 下刈 その他()	24,109m ³
	<input type="checkbox"/> 農地の管理	所在地： 期間： 月 面積： m ² 管理の内容： 作物の栽培 かん水 その他()	m ³
	<input type="checkbox"/> その他		m ³
	小 計		24,109m ³ (b)
地下水涵養量合計	(a) + (b)		28,509m ³
目標涵養量	①×0.01 + ②×0.5		28,000m ³
特記事項			

注 該当する□にレ印を付した上、その内容等を記入する。

(5) 地下水の涵養に関する計画書の記載方法

項 目	記 載 事 項
年月日	届出をする日を記入します。
届出者の住所、氏名、連絡先	届出者の住所、氏名、連絡先の電話番号を記入します。 法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名を記載してください。
揚水設備の設置の場所	揚水設備設置届出書に記載した事項を記入します。 複数の揚水設備がある場合は、必要に応じて別記としてください。
一の年度において採取する地下水の水量	工場等において、1年間（4月1日～翌年3月31日）に採取する地下水の予定量を記載します。 （揚水機の吐出口の断面積が50cm ² を超える揚水設備で採取する地下水に限ります。） 該当する揚水設備が複数基ある場合は、合算してください。
揚水機の吐出口の断面積が50cm ² を超える揚水設備により一の年度において採取する地下水の用途別の水量	用途ごとの年間採取量を記入します。 【用途の例】 農業用（水田・果樹・畑地・畜産・その他） 工業用（原料用水・ボイラー用水・冷却水・製品処理・空調用水・その他） 建築物用 水道用 家庭用（生活用水） その他
水のみを原料とする製品の年間出荷量	年間における「水のみを原料とする製品の」出荷予定量を記入します。
涵養計画 敷地内における涵養 敷地外における涵養	敷地内涵養 ・ 揚水設備を設置している工場等の敷地内において行う涵養先について、「項目及び内容」の欄に記載された物のうち該当する□内にレ点を付して、その概要を記入してください。 敷地外涵養 ・ 「敷地外における涵養」には、「敷地内における涵養」以外の涵養策について、「項目及び内容」の欄に記載されたもののうち該当する□内にレ点を付して、その概要を記入してください。 「地下水の涵養に関する指針」を参照し、それぞれの地下水涵養量（年間）を算出したら、(a)と(b)欄に合計を記入してください。
地下水涵養量合計	敷地内涵養量(a)と敷地外涵養(b)の合計値を記入します。
目標涵養量	①欄の1%と②欄の50%の合計値を記入します。 [目標涵養量≤地下水涵養量合計]となるように留意してください。

地下水採取量報告書

- 揚水機の吐出口の断面積が 50 cm^2 を超える揚水設備により地下水を採取する者は、地下水の採取量等を測定するとともに、県に地下水採取量報告書を提出しなければなりません。

(1) 採取量の測定及び報告の対象となる揚水設備

揚水機の吐出口の断面積が 50 cm^2 を超える揚水設備が対象です。

測定結果の報告は、工場、事業所ごとに行います

(2) 測定する内容

- ・地下水を採取した期間
- ・採取した地下水の水量

(3) 水量の測定

揚水設備からの採取量を測定するための、いわゆる「量水器」については、機種や測定方式の指定はありません。

なお、同一事業所等内において、揚水機の吐出口の断面積が 50 cm^2 以下の揚水設備により地下水を採取している場合、測定の必要はありません。採取量の測定と報告の義務は、揚水機の吐出口の断面積が 50 cm^2 を超える揚水設備によるものだけです。

(4) 地下水の測定を開始する時期

当該揚水設備による地下水採取を開始した時点で、速やかに測定を始めてください。

県への報告は、揚水設備での採取を開始した翌年から行わなければなりません。

(5) 地下水採取量報告の様式及び提出期限

報告は、第9号様式により行います。

毎年度、4月1日～3月31日までの採取量を、6月末日までに提出してください。

(6) 報告書の提出先

揚水設備を設置する場所を管轄する林務環境事務所・環境課に提出してください。

(7) 既存の揚水設備設置者について

平成25年4月1日時点で、揚水機の吐出口が 50 cm^2 を超える揚水設備が設置されている(工事中のものも含みます)者についても、平成25年度における地下水採取量の報告を平成26年6月末までに報告する義務があるため、水量を測定する機器等が設置されていない場合は、速やかに設置をお願いします。

記	載	例
---	---	---

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

地下水採取量報告書

年度に採取した地下水の水量について、山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例第19条第2項の規定により、次のとおり報告します。

工場、事業所その他の場所の名称	〇〇株式会社 山梨工場	※受理年月日	年 月 日
		※工場等の整理番号	
工場、事業所その他の場所の所在地	〇〇市△△1-1-1		
揚水設備の設置の場所	1		
揚水設備の番号	〇〇市△△ 〇〇番地〇〇		
※揚水設備の整理番号			
地下水の採取状況	総採取量	52,902m ³	
	その他の事項	別紙のとおり	

注 ※印欄には、記載しないこと。

別紙

地下水の採取状況

										揚水設備の番号			1
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
月間採取量 (m ³)	5,000	5,068	4,688	5,101	5,423	4,988	4,723	4,423	4,123	2,255	3,236	3,874	52,902

										揚水設備の番号			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
月間採取量 (m ³)													

										揚水設備の番号			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
月間採取量 (m ³)													

										揚水設備の番号			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
月間採取量 (m ³)													

- 1 揚水設備ごとに月別の採取量を記入すること（小数点第1位を四捨五入すること）
- 2 必要に応じて、上表を追加して記入してもよい。

(5) 地下水採取量報告書の記載方法

項 目		記 載 事 項
年月日		報告書を提出する日を記載します。
報告者の住所、氏名、連絡先		報告者の住所、氏名、連絡先の電話番号を記載します。 法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名を記載してください。
※受理年月日		記入しないでください。
※工場等の整理番号		記入しないでください。
工場、事業所その他の場所の名称		揚水設備設置届出書に記載した事項を記入します。
工場、事業所その他の場所の所在地		
揚水設備の設置の場所		
揚水設備の番号		
※揚水設備の整理番号		記入しないでください。
総採取量		揚水機の吐出口の断面積が 50cm^2 を超える揚水設備により採取された地下水量（工場、事業所内の総採取量）を記入します。
別紙	月間採取量	揚水設備ごとに、月間の採取量を記入します。

I-5 条例の規定の一部を適用しない地域について

- 本条例の規定の一部を適用しない市町村と、その市町村の地域に設置される揚水設備には適用しない手続きについては、次のとおりです。
- 県条例の手続きが不要であっても、市町村の条例の規定により届出等が必要な手続きがありますので、各市町村の窓口にお問い合わせください。

手続き	富士吉田市	都留市	北杜市	笛吹市	中央市	昭和町	忍野村	山中湖村
揚水設備設置届出書 (条例第8条)	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
揚水設備構造等変更届出書 (条例第11条)	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
氏名等変更届出書 (条例第11条)	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
揚水設備工事完了届 (条例第12条)	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
揚水設備承継届出書 (条例第13条)	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
揚水設備廃止届出書 (条例第14条)	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
地下水涵養に関する計画書 (条例第18条)	○	○	○	○	○	○	○	○
地下水採取量報告書 (条例第19条)	不要	不要	○	○	不要	不要	○	不要

手続き	鳴沢村	富士河口湖町
揚水設備設置届出書 (条例第8条)	不要	不要
揚水設備構造等変更届出書 (条例第11条)	不要	不要
氏名等変更届出書 (条例第11条)	不要	不要
揚水設備工事完了届 (条例第12条)	不要	不要
揚水設備承継届出書 (条例第13条)	不要	不要
揚水設備廃止届出書 (条例第14条)	不要	不要
地下水涵養に関する計画書 (条例第18条)	○	○
地下水採取量報告書 (条例第19条)	不要	○

○ : 県条例を適用します。

不要 : 県条例の手続きは不要となります。(市町村の条例による手続きを確認してください)